

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第2号)

部 数: 正副各1部(正は全て原本、副は写しでも可(公図及び全部事項証明書))

手数料: 33,000円(北九州市手数料条例別表第76号)

図 面: サイズ指定なし(縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記)

No	名 称	様式	備 考
1	許可申請書(第一面から第三面)	指定	・建築審査課ホームページからダウンロード可
2	理由書(申請者の記名)		・申請地に建築等を必要とする理由(例外的な手続きのため) (添付有無は協議による)
3	委任状又はその写し		・申請者以外の者が申請を行う場合に必要
4	議事録 ^{※1}		・公共通路部分使用について敷地権利者と支障のない旨の協議
5	付近見取図		・申請敷地範囲を明示(色付け等)
6	現況写真		・接続先道路(建築基準法上の道路)～申請通路～申請地 (配置図等に撮影方向を記載)
7	配置図(駐車スペース・塀等の外構計画を含む)		・接続先道路の内容(道路種別・市道○○号線・幅員等)を記載 ・申請通路は接続先道路～申請地までの範囲を記載 (沿線の敷地・建物形状を含む(部分記載で可)) ・敷地との境界線は、「通路境界線」を記載 ・申請通路に「43条第2項第2号 許可申請通路」等と記載
8	求積表(敷地・建物) (配置図・平面図等への記載でも可)		
9	各階平面図		
10	2面以上の立面図		
11	2面以上の断面図		
12	公図(原本) ^{※2}	指定	
13	公図(写し)		・申請通路を記載(設計者の署名又は記名押印)
14	全部事項証明書 ^{※2}	指定	・土地 → 申請通路

※1 申請通路部分の利用については、所管する関係部局と協議が必要。(担当者名を記載)

※2 公図及び全部事項証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第2号(臨港道路))

部 数: 正副各1部

手数料: 33,000円(北九州市手数料条例別表第76号)

図 面: サイズ指定なし(縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記)

No	名 称	様式	備 考
1	許可申請書(第一面から第三面)	指定	・建築審査課ホームページからダウンロード可
2	委任状又はその写し		・申請者以外の者が申請を行う場合に必要
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示(色付け等) (広い敷地の場合は申請建物位置も示してください)
4	現況写真		・道路の形態、敷地の出入り口がわかるもの (配置図等に撮影方向を記載)
5	配置図(駐車スペース・塀等の外構計画を含む)		・通路幅員(臨港道路幅員)を記載 ・申請通路に臨港道路路線名(例:響灘〇〇号道路)を記載 ・敷地との境界線は、「臨港道路境界線」を記載 ・申請通路に「43条第2項第2号 許可申請通路」等と記載
6	求積表(敷地・建物) (配置図・平面図等への記載でも可)		
7	各階平面図		
8	2面以上の立面図		
9	2面以上の断面図		
10	前回の許可書等(増築等)		・許可書の他、確認通知書及び完了検査済証 (既存の適法性確認のため)

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第2号(臨港道路)及び第3号-③(緑地帯通路))

部 数:正副各1部

手数料:33,000円(北九州市手数料条例別表第76号)

図 面:サイズ指定なし(縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記)

No	名 称	様式	備 考
1	許可申請書(第一面から第三面)	指定	・建築審査課ホームページからダウンロード可
2	委任状又はその写し		・申請者以外の者が申請を行う場合に必要
3	議事録※ ¹		・通路部分使用について敷地権利者と支障のない旨の協議 (港湾空港局の緑地部分:港湾空港局港営部港営課と協議)
4	付近見取図		・申請敷地範囲を明示(色付け等) (広い敷地の場合は申請建物位置も示すこと)
5	現況写真		・道路の形態、敷地の出入り口がわかるもの (配置図等に撮影方向を記載)
6	配置図(駐車スペース・塀等の外構計画を含む)		・通路幅員(臨港道路幅員)を記載 ・申請通路に臨港道路路線名(例:響灘○○号線)を記載 ・敷地との境界線は、「臨港道路境界線」等を記載 ・申請通路に「43条第2項第2号 許可申請通路」と記載
7	求積表(敷地・建物) (配置図・平面図等への記載でも可)		
8	各階平面図		
9	2面以上の立面図		
10	2面以上の断面図		
11	公図(原本)※ ²	指定	・申請通路を記載(設計者の署名又は記名押印)
12	全部事項証明書※ ²	指定	・土地 → 申請通路部分
13	前回の許可書等(増築等)		・許可書その他、確認通知書及び完了検査済証 (既存の適法性確認のため)

※¹ 緑地帯通路部分の利用については、港湾空港局総務港営部港営課と協議が必要。(担当者名添付)

※² 公図及び全部事項証明書等は発行後3ヶ月以内のもの